

集落営農の 再構築と進化

「地域を支える集落営農法人の挑戦と未来」



令和 8 年 7 月
北陸農政局 富山県拠点

【留意事項】

- 本冊子に掲載している情報は編集時点のものであり、最新の情報と異なる場合があります。
- 掲載事例は関係者のご了承を得て掲載しています。画像等の転載・無断使用はご遠慮ください。

集落営農の再構築と進化

— 目次 —

はじめに	1
------------	---

【第1章】

富山県の農業経営体の現状整理（データ編）

1 農業経営体数の推移	4
2 経営耕地面積の推移	4
3 法人経営体数、集落営農組織数の推移	5

【第2章】

富山県の集落営農法人の取組事例

富山市 農事組合法人 K E K	8
高岡市 農事組合法人 国吉活性化センター	9
黒部市 農事組合法人 前山	10
南砺市 農事組合法人 高堀集落営農組合	11
南砺市 農事組合法人 ファーム八乙女	12
入善町 農事組合法人 島	13

【第3章】

政策・支援施策の紹介

農業経営支援策活用カタログ2026【地域計画版】（抜粋）	16～
------------------------------------	-----

は じ め に

富山県の農業は、これまで水稻を基幹としながら、兼業化の進展の中で地域ぐるみの支え合いによって維持・発展してきました。その中心的な役割を果たしてきたのが「集落営農」です。集落営農は、土地利用の調整や農業機械・施設の共同利用を通じて、生産性の向上や麦・大豆への転換への対応を実現し、地域農業の基盤を支える重要な担い手となってきました。

しかし近年、農業従事者の減少と高齢化が一層進行し、集落営農組織においても構成農家の減少や担い手不足により、経営体としての継続や発展が難しくなり、やむなく解散に至る事例も見られるようになっていきます。また、水稻単作に偏った経営構造による農閑期の収入不足や、地域内での合意形成の難しさなど、多くの課題が顕在化しています。

さらに、地域計画においては、将来の担い手が定まっていない農地が一定割合存在しており、農地の維持・継承が大きな課題となっています。こうした状況のもと、農業を将来にわたり持続可能な産業としていくためには、地域の実情に応じた新たな展開が求められています。

このような中、あらためて注目されているのが「集落営農の再構築と進化」です。これまでのような単独の組織運営にとどまらず、集落営農同士が連携し、人材や作業を補完し合う取組や、水稻と園芸を組み合わせた周年的な経営の展開など、新たな形での持続的な農業経営が求められています。また、円滑な経営継承を進めることにより、次世代へ確実に農業を引き継いでいくことも重要です。

本冊子は、こうした背景を踏まえ、県内各地で連携強化や収益力向上、担い手確保などに工夫を凝らす6集落営農法人の取組事例を紹介するとともに、今後の方向性について広く関係者の理解を深めることを目的として作成しました。本冊子が、地域農業の未来を考え、行動につなげるための一助となれば幸いです。

令和8年7月

北陸農政局 富山県拠点

【第1章】 富山県の農業経営体の現状整理 (データ編)

本章では、『農林業センサス』及び『集落営農実態調査』の調査結果を基に、富山県における農業経営体数や集落営農組織数の推移、農業を取り巻く環境の変化、担い手の動向について整理し、客観的なデータから現状を把握します。

◆ 農林業センサス

農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにするために5年ごとに実施される調査です。

2025年農林業センサスの結果は、農林水産省ホームページの「農林業センサス」で公表されています。

>> <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html>

◆ 集落営農実態調査

集落営農実態調査は、担い手として位置付けられた集落営農の実態を把握するため、市町村を対象に毎年実施している調査です。調査結果は農林水産省ホームページの「集落営農実態調査」で公表されています。

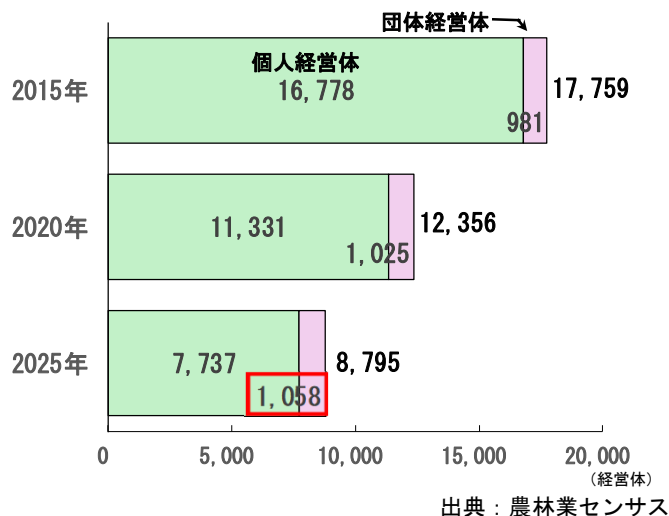
>> <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/index.html>

1 農業経営体数の推移

富山県の農業経営体数（令和7年2月1日現在）は8,795経営体で、10年前に比べて半減した。

これを経営形態別にみると、経営体の大半を占める個人経営体が減少する一方、会社や集落営農組織などの団体経営体は増加しており、個人経営から組織経営への移行が進んでいることがうかがえる。

農業経営体数の推移（富山県）



注：「個人経営体」とは、個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。

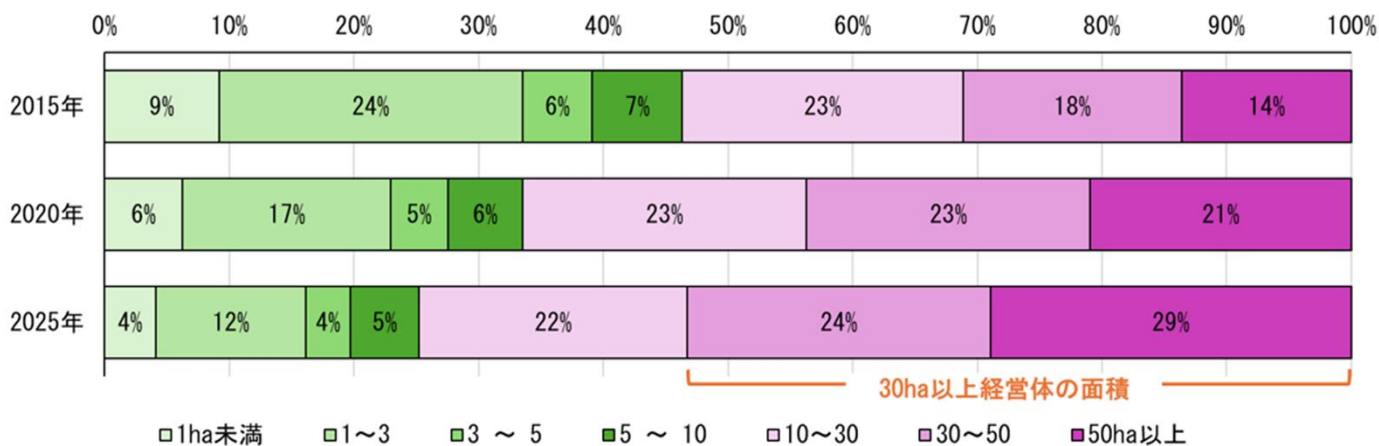
「団体経営体」とは、個人経営体以外の経営体をいう。

なお、個人（世帯）であっても法人化して事業を行う経営体は団体経営体に含む。

2 経営耕地面積の推移

農業経営体の経営耕地面積を規模別にみると、30ha以上を経営する農業経営体の面積が県全体の5割を超えており、団体経営体を中心とした大規模経営体が主要な担い手となっていることがうかがえる。

経営耕地面積割合の推移（富山県）



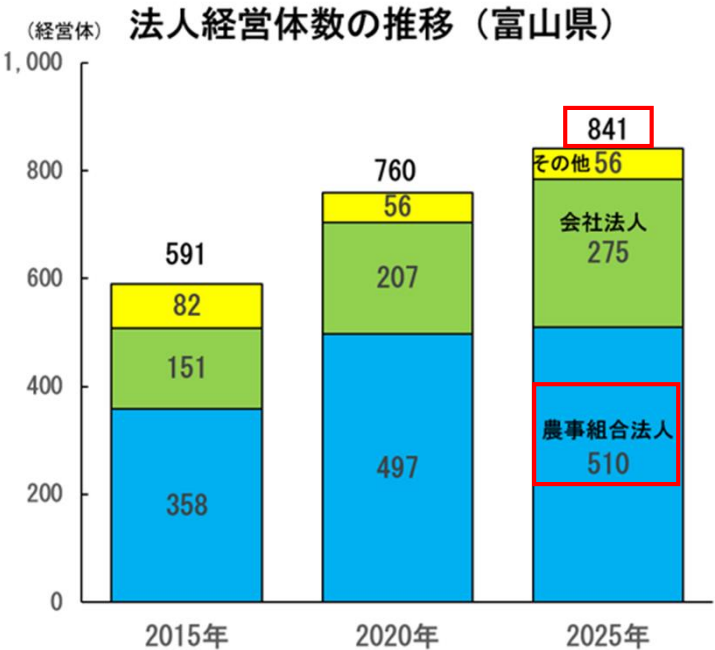
3 法人経営体数、集落営農組織数の推移

団体経営体のうち、法人化している経営体は841経営体で、10年前と比べて250経営体増加した。

また、法人経営体の約6割を集落営農等の農事組合法人が占めており、地域を基盤とした組織経営が中心となっている。

一方、集落営農組織数（法人化していない組織を含む。）は708集落営農で、10年前と比べて72集落営農減少した。

これは、構成員の高齢化や担い手不足により、組織としての維持・発展が難しくなったことから、他の組織等との統合や解散に至ったものと考えられる。



出典：農林業センサス

農林業センサス農業経営体数(富山県)

区 分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	農事組合法人	会社法人	その他
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	経営体	経営体	経営体	経営体	経営体	経営体	経営体
2015年	17,759	16,778	981	591	358	151	82
2020年	12,356	11,331	1,025	760	497	207	56
2025年	8,795	7,737	1,058	841	510	275	56
増減率(%) 2025年／2015年	△ 50.5	△ 53.9	7.8	42.3	42.5	82.1	△ 31.7

集落営農実態調査
集落営農数（富山県）

【参考指標】

区 分	集落営農	農事組合法人	団体経営体に占める集落営農の割合	農事組合法人全体に占める集落営農（農事組合法人）の割合
	⑧	⑨	⑩=⑧/③	⑪=⑨/⑤
	集落営農	集落営農	%	%
2015年	780	307	79.5	85.8
2020年	736	455	71.8	91.5
2025年	708	483	66.9	94.7
増減率(%) 2025年／2015年	△ 9.2	57.3	増減差（ポイント） 2025年-2015年 △ 12.6	8.9

【第2章】

富山県の集落営農法人の取組事例

本章では県内各地で連携強化や収益力向上、担い手確保などに工夫を凝らす6集落営農法人の組織概要や取組内容、成果、今後の目標など、取組事例をご紹介します。

- ◆本部と5支店体制、複数集落で効率的な運営

富山市 農事組合法人 K E K

- ◆多様な人材が融合、長く無理なく働き続けられる体制づくり

高岡市 農事組合法人 国吉活性化センター

- ◆若い世代の参画により持続性向上、地域の活性化にも貢献

黒部市 農事組合法人 前山

- ◆地域・農業・子どもをつなぐ「にんじんつめ放題まつり」

南砺市 農事組合法人 高堀集落営農組合

- ◆「一村一農場」構想、つなぐ集落！つなげる未来！！

南砺市 農事組合法人 ファーム八乙女

- ◆いちごを重点作物とした収益力の向上と女性活躍の推進

入善町 農事組合法人 島

本部と5支店体制、複数集落で効率的な運営

のうじくみあいほうじん けーいーけー 農事組合法人 K E K

※2025年現在



地区小学生の田植え体験

■組織情報

所在地	富山市八尾町小長谷地区
設立年次	法人化 : 2010年3月 4集落営農合併 : 2015年3月
代表者	組合長理事 山口 博美
構成員	114人
役員等	本部：専務理事1名、常務理事5名、監事3名 支店：部長各4名（総務、労務、栽培、機械）

組織の概要

当該組織が所在する黒瀬谷地区は、富山市の旧八尾町に隣接する10集落からなり、市中心部から約17km離れた中山間地域である。

当地域のうち一級河川久婦須川右岸に所在する4集落営農組織が平成27年に、その後、令和2年からは新たに1集落営農組織が合併し、現在は5集落で構成する営農組織である。

組織の変遷

昭和51年 機械利用組合の「小長谷営農組合」設立（構成農家45戸）
平成9年 協業経営組織（集落営農）に再編（同44戸）
平成22年 法人化「農事組合法人KEK」設立（同47戸）
平成27年 4集落営農組合が合併新生「農事組合法人KEK」誕生（同96戸）
令和2年 隣接する1集落営農組織が合併（同114戸）
現在に至る

生産状況

●経営耕地面積	123ha
●水稻	96.2ha（飼料米 6.6ha）
●大麦	5.0ha
●そば	5.8ha
●にんじん	0.3ha
●しゃくやく	0.2ha
●醸造用ブドウ	4.5a（ハウス3棟）

主な設備

●トラクター	13台
●コンバイン	8台
●田植機	6台（直進アシスト付2台）
●播種機	3台（V溝直播2台、麦用1台）
●乾燥機	11台
●パイプハウス	18棟
●色彩選別機	3台
●ドローン	2台

特徴的な取組及び成果

- 昭和47年の第2次構造改善事業を契機に、黒瀬谷地区では5つの営農組合が設立され、1組織の解散後も4組織が平成4年～22年度にかけて**段階的に集落営農化**された。旧町村単位での集落営農構想も協議されたが、組織間の温度差から進展しなかった。
- その後、小長谷営農組合が法人化し（農）KEKが発足したことを契機に、残る3営農組織でも法人化への関心が高まった。しかし、単独での法人化では将来性が見込めないとの判断から、**4集落営農の合併による法人化**の協議が進んだ。ちょうど、農地中間管理機構の新規補助事業が開始され、その活用が可能となったことで協議がまとまり、平成27年3月に**4集落営農が対等合併して現組織が発足**した。対等合併のため出資額調整では各集落・構成農家の合意形成に苦労した。
- その後、隣接する集落営農から組織単位で加入したいとの申し出があり、地区の将来を見据えて受け入れた結果、令和2年3月には**構成員114戸、経営面積約123haの組織へと拡大**した。
- 運営は**本部と5支店体制**で行い、作付方針や肥料設計など基本事項は本部が決定し、日々の営農活動は支店ごとに実施する。本部が資機材の配分調整も担い、**効率的な運営**を行っている。
- 地区小学校の児童と一緒に**田植えや稲刈りを行う米づくり体験活動**に協力している。（写真）

今後の目標

- 集落では、組織の拡大ではなく**持続的に維持していくこと**を基本方針としており、パイプライン改修事業による遠隔自動給水栓の導入など、**スマート農業を活用した省力化**を進める。
- 高収益作物の売上拡大に向けて、**にんじん・シャクヤクの生産拡大**での可能性を検討している。
- 将来的には収益性の向上と作業の安定運営を図るため、**専従者を1～2名雇用**できる体制づくりを目指している。

多様な人材が融合、長く無理なく働き続けられる体制づくり

のうじくみあいほうじん くによしかっせいかせんたー 農事組合法人 国吉活性化センター

※2025年現在



高密度播種苗移植（密苗）により苗箱数を削減

■組織情報

所在地	高岡市国吉地区
設立年次	2006年10月
代表者	代表理事 金守 功平
構成員	理事 4 人
社員等	従業員（臨時雇用）約10人

組織の概要

当該組織が所在する国吉地区は、高岡市の西部に広がる西山丘陵にあり、里山と田園の美しい風景が広がり、ゆったりとした時間が流れている。

2001年（平成13年）、岩坪地区の集団転作を行うために設立した任意組合「国吉農地活性化センター」をもとに、2006年（平成18年）「農事組合法人国吉活性化センター」を設立。現在、地区全体として農地の集積・集約を進め、水稻栽培を中心に耕作受託を行い、耕作放棄地及び遊休農地の発生防止に取り組んでいる。

生産状況

●経営耕地面積	80ha
●水稻	47ha
●大麦	31ha
●ねぎ、にんじん、こまつな	0.2ha

主な設備

●トラクター	4 台
●コンバイン	3 台
●田植機	2 台
●ドローン	1 台
●ハウス	11棟

特徴的な取組及び成果

- 国吉活性化センターでは、地域全体で耕作放棄地を生じさせないように、**地区内の別農事組合法人と連携・分担し**、管理しやすい法人が新たな受託地を引き受ける仕組みを構築している。現在、国吉地区200haのうち80haで水稻を中心に営農している。
- 作業は地域住民による約10名のアルバイトグループが大きな役割を果たしており、草刈、水管理、畦塗り、田植え、稲刈りなどを作業別に編成して効率化している。代表理事が適材適所で人員配置を行い、対応が難しい作業は理事が補完することで、地域の力を生かした分業体制を整えている。また、従事者に高齢者が多いため、シフト管理や日々のコミュニケーションを重視し、健康に配慮した労務管理を進め**地域で働き続けられる環境づくり**に取り組んでいる。
- スマート農業の導入にも積極的で、営農支援システムでは場データを一元管理し、作業計画や進捗の共有によって作業効率を高めている。GPS搭載のトラクター 2 台の運用、ドローンでの農薬空中散布、湛水直播や密苗技術の採用により、**作業負担の軽減と生産性向上**につなげている。
- 国吉地区の人の好きや温かい地域性に惹かれ就労した代表理事の金守氏や「緑のふるさと協力隊」から就農した中川氏は定着して理事として活躍しており、**外部人材と地域住民が融合した法人運営**という点でも成果をあげている。

今後の目標

- 現在の作業員の中心は定年後の世代であり、将来の労働力確保が重要な課題となっている。このため、若手人材や女性作業員の参画を促し、**多様な人材が長く、無理なく働き続けられる体制づくり**を進める。
- 地域全体の営農基盤を確保するため、**遊休地を生じさせない高い農地利用率の維持**を目標とし、条件不利地も含め、地域の農地を面的に管理していく。
- 湿田、水路の劣化、細分化された区画と多くの地権者の存在など、中山間地域ならではの制約に加え、近年は渇水や高温など気候変動の影響も大きい。こうした課題に一つひとつ向き合い、**地域全体の農地を将来にわたって守る取組を継続**するとともに、営農環境の着実な改善を図る。

若い世代の参画により持続性向上、地域の活性化にも貢献

のうじくみあいほうじん まえやま 農事組合法人 前山

※2025年現在



ひまわり畑を活かした景観づくりで地域を元気に

■組織情報

所在地	黒部市前沢地区
設立年次	2015年12月
代表者	代表理事 朝倉 実
構成員	72人
社員等	理事7人、監事2人

組織の概要

当該組織が所在する前沢地区では、清らかな雪解け水と粘土質の土地、昼夜の寒暖差により、甘みや粘りが強いお米が育つところである。
そのなかの前山集落は、近年高齢化が進んだことから、地域全員が助け合って農業を展開していくため、「前山集落の農業・農地をみんなで守り次世代へ」をスローガンに平成27年に法人を設立し、現在、72戸で運営している。
現在は、ベテランから若手まで幅広い年齢層の組合員が米穀のほか、新たな特産品として花き栽培を行っている。

生産状況

●経営耕地面積	60ha
●主食用米	51ha
●水稻種もみ	6ha
●そば	3ha
●花き	露地 23a ハウス 2棟

主な設備

●トラクター	4台（GPS付1台）
●コンバイン	3台（普通型1台）
●田植機	1台
●ドローン	1機
●乾燥調製施設	1棟
●花きハウス	2棟

特徴的な取組及び成果

- 米の生産では、作業分散を図るとともに、密苗の導入によって育苗管理や田植作業の負担を軽減している。さらに、ドローンを活用した効率的な防除により労働時間を削減をしている。また、乾燥調製施設の能力強化と作業の集約化を進め、地域の特産である種もみ生産にも取り組み、**県内で最も歴史の長い採種地の伝統継承**を担っている。
- 新たな特産の創出を目的に、令和元年から旧盆花きの栽培を開始し、令和4年からは専任の花き担当を配置して、栽培品目を拡大した。現在は、旧盆花きに加え、冬期のチューリップ切花などのハウス栽培を組合せ、**年間を通じた収益確保（周年化）**を目指している。
- 専従者として組合員の子弟を雇用したことで、30代・40代の若い世代の出役が増加し、組織内の世代交代が進んでいる。若い世代が主体的に関わり、互いにアイデアを出し合いながら、**組織の継続及び活性化に向けた取組が活発化**している。
- 地域の一員として、用排水路の江ざらいや補修、草刈りなどの共同作業に積極的に参加している。また、地域の子どもたちを対象に、田植えから稲刈りまでの年間農業体験を実施するとともにヒマワリを活用した景観づくりにも取り組んでいる。また、スポーツ支援活動も展開し、**前山集落および前沢地区全体の活性化**につながる地域貢献を行っている。

今後の目標

- 中山間地域に位置するほ場の特性を踏まえ、深刻化する鳥獣害への対策を強化するとともに、ほ場の大区画化を進める。さらに、スマート農業技術を活用し、**効率的かつ持続可能な営農体制の確立**を目指す。
- 集落営農組織の持続的な発展に向けて、若手組合員が各自責任を持ち、自立して取り組める農業を実現する。また、県内外からの仲間づくりを進め、農業が子どもたちの「就きたい職業」となるよう働きかけ、**将来の担い手確保**につなげる。
- スポーツ支援活動をさらに充実させ、多くの人が前山集落に親しみをもち、**農業の魅力を感じられる機会**を創出する。こうした取組を通じて地域の活性化を図り、魅力ある農業を次世代へ受け継ぐ。

のうじくみあいほうじん たかほりしゅうらくえいのうくみあい

農事組合法人 高堀集落営農組合

※2025年現在



盛況の「にんじんつめ放題まつり」（令和6年11月）

■組織情報

所在地	南砺市高堀地区
設立年次	2004年1月
代表者	代表理事 大川 繁樹
構成員	42人
社員等	理事5人、監事2人、事務局1人、従業員1人

組織の概要

当該組織が所在する高堀集落は、南砺市北部の福野地区に位置し、一級河川・庄川から西に位置する散居集落で、標高70mに水田が広がる平地農業地域である。高堀集落では、将来的な担い手不足や生産資材・農業機械の価格上昇が農業経営に影響を及ぼすことを懸念し、平成10年に集落営農組織化への合意形成を行った。平成16年の法人設立時には42戸が出資し、法人経営を行っている。

生産状況

●経営耕地面積	29ha
●水稻	17ha
●大麦	9ha
●そば	6ha
●たまねぎ、にんじん	6ha

主な設備

●トラクター	4台
●コンバイン	2台
●田植機	1台

特徴的な取組及び成果

- 行政機関の指導と初代代表理事の強い働きかけにより、個人営農から地域全体で営農する「集落営農組織」を設立し、農業機械の共同利用や担い手不足の解消に取り組んできた。また、水稻中心の栽培体系から、たまねぎ・にんじんを導入した**複合経営への転換**を進めてきた。
- にんじん生産は労力負担が大きく、品質が基準に達しないと販売できないうえ、規格外品の処理にも費用がかかるなど**収益性に課題**があった。そこで従来の自家収穫による販売を見直し、消費者が収穫体験と購入を同時に楽しめる「**にんじんつめ放題まつり**」を毎年3月と11月に開催し、**16年間継続**している。
- 昨年11月の開催（2日間）では、チラシやSNSの活用により**約3,700名が来場**する盛況となった。さらに、県の中山間地域パートナーシップ推進事業を通じて地元企業との協力体制が構築され、まつりの運営支援を得るなど、**地域連携の強化にも寄与**している。
- 加えて、広告代理店の提案を契機に、残ったにんじんを活用した**保育園児向け収穫体験**を開始した。初年度は1園であったが好評を受け、市内全保育園の年長児をまつりのプレオープンとして招く形に拡大し、**大規模な食育イベント**として定着した。子どもたちが畑に触れ収穫を楽しむことで、食育と地域農業への理解促進に貢献している。

今後の目標

- 複合経営を継続するうえで、野菜用機械の老朽化に加え、稲作に比べて多くの人手を要することが大きな負担となり、長年取り組んできた野菜の生産・収穫・販売でも十分な収益を確保するには至っていない。そこで今後は、保育園児向けの収穫体験を残しつつ、**次世代に過度な負担を残さない経営の継承**を目的に、米を中心とした経営へ転換し、生産性の最大化を図る方針である。これに伴い、野菜生産から**加工用米・備蓄用米などへの転換**を進める予定である。
- 一部で導入した**V溝乾田直播**は作業効率が向上と安定した収量が確認され、省力化・生産性向上に効果が見込まれることから、今後は本手法を**全面的に導入**する計画である。
- 令和6年度からは「**働いた者が報われる賃金体系**」の実現を目指し、役員報酬や時間当たり賃金の見直しを進めるとともに、労働時間の短縮にも取り組み、**集落営農の持続性確保**を図っていく方針である。

「一村一農場」構想、つなぐ集落！つなげる未来！！

のうじくみあいほうじん ふぁーむやおとめ

農事組合法人 ファーム八乙女

※2025年現在



八乙女山から滴るミネラル豊富な水を使って栽培している八乙女米（コシヒカリ）

■組織情報

所在地	南砺市南山見地区
設立年次	2005年2月
代表者	代表理事組合長 澤田 秀継
構成員	6集落 156人（出資組合員）
社員等	理事10人（うち常勤2人）、監事2人、職員7人、パート3人

組織の概要

当該組織が所在する南山見地区は、散居で名高い砺波平野の最南部、標高751mの八乙女山のふもとに広がる穀倉地帯で、平坦地から勾配1/10以上の水田が広がる中山間農業地域である。

当地域では、将来的な担い手不足や生産資材・農業機械の価格上昇が農業経営に影響を及ぼすことを懸念し、集落単位を超えた「一村一農場構想」を策定、平成17年に賛同した5集落で法人を設立（現在は6集落）し、水稻を中心に野菜、農産物加工品の生産・販売を行っている。

生産状況

●経営耕地面積	155ha
●水稻	106ha
●大麦	32ha
●大豆	23ha
●野菜	6.3ha
●農産物加工（米菓子、生もち、切餅、赤飯等）	

主な設備

●トラクター	8台
●田植機	3台（直進アシスト付1台）
●麦・大豆播種機	3台
●コンバイン	7台（大豆用 3台）

特徴的な取組及び成果

- 南山見地区では将来的な担い手不足が深刻化するなか、米政策改革大綱（平成14年12月）の決定を受けて、営農体制の再編の機運が高まり、JAと集落代表が中心となって、平成16年に「一村一農場基本構想（案）」を策定した。
- 当時は集落ごとに営農組合が分かれており営農方針も異なったため、集落横断の組織づくりに調整が必要だったが、県やJAの支援を得ながら意向調査や話し合いを重ね、**専従者の発掘、中核農家との意見調整**を経て、平成17年に5集落が参加して**法人を設立**した。
- 法人設立後はスケールメリットを活かし、オペレーター不足の解消や機械過剰**投資の抑制**を進め、さらに1集落を加えて組織を拡大。現在は、地区農地の約6割で水稻を中心とした高品質農産物を**一元管理**で安定的に生産している。
- **地区外からの雇用確保や冬期の労力活用**のため、たまねぎ、にんじん、ミニトマトなどの生産と直売、赤飯・おにぎり・もちなどの加工品製造・販売にも取り組み、**農業経営全体の収益性が向上し、地域の活力維持にも寄与**している。

今後の目標

- 水稻育苗についてはこれまで別の任意組織へ委託してきたが、委託先においても労力・人材不足が深刻化していることから、令和8年産からは当組織から人材を派遣し、**将来的には育苗施設の移管を受けて育苗業務を当組織で担う**ことを目指し、新たに大型パイプハウスを整備するなど準備を進めている。
- 当組織は「一村一農場」の基本構想のもと、南山見地区全体の営農を担うことを目的に設立された組織である。そのため、地域内の個人経営体や集落営農組織から加入要望があれば、今後も**積極的に受け入れていく**方針である。

いちごを重点作物とした収益力の向上と女性活躍の推進

のうじくみあいほうじん しま 農事組合法人 島

※2025年現在



2021年からいちごの養液土耕栽培も開始

■組織情報

所在地	下新川郡入善町新屋地区
設立年次	2006年1月
代表者	代表理事 長谷川 一男
構成員	45人
社員等	理事5人、監事2人、事務局2人、従業員3人

組織の概要

当該組織が所在する島集落は、入善町南部の新屋地区に位置しており、町中心部から南へ約6km、標高75～90mに水田が広がる平地農業地域である。

集落では、将来的な担い手不足や生産資材・農業機械の価格上昇が農業経営に影響を及ぼすことを懸念し、平成18年に法人を設立した。

現在、45戸で法人経営を行っており、当初は主穀作経営であったが、従業員の通年雇用の考えから、冬期間の労力活用と安定した収入を図るため、さといもやいちごの栽培を行っている。

生産状況

●経営耕地面積	58ha（ほか作業受託あり）
●水稻	39ha
●大豆	18ha
●さといも	0.4ha
●いちご	0.1ha（ハウス1棟）

主な設備

●トラクター	6台
●コンバイン	4台（普通型2台）
●田植機	2台（直進アシスト付1台）
●ドローン	1機
●乾燥調製施設	1棟、いちごハウス1棟

特徴的な取組及び成果

- 将来的な担い手不足の解消と個々の農業経営の改善に向け、「集落で協力して営農する」方針のもと集落営農組織を立ち上げた。水稻中心の栽培から、消費者ニーズを踏まえてさといもやいちごを導入し、**複合経営へと転換**している。
- 人材確保では、地域おこし協力隊員や「とやま農業未来カレッジ」卒業生、県外移住者を雇用し、**外部人材の受け入れと後継者育成**を進めている。新規雇用者には組織の方針を丁寧に説明し、本人の希望も踏まえた働き方を話し合うことで、**定着しやすい環境づくり**に努めている。
- 加工・販売分野では女性が中心となり、いちごジャムの商品化やセット販売など、**女性の視点を活かした商品開発**を展開している。また、加工室や休憩室を整備し、**女性が働きやすい環境と活動拠点の充実**を図っている。
- 技術面では、水管理や畦畔管理の研修会を通じ、作業方法の共有により**生産性の向上**を図っている。さらに、ドローンによる追肥・防除、水稻の直播、いちごの養液土耕栽培など、**省力化・コスト削減につながる技術の導入**にも取り組んでいる。

今後の目標

- 現在、組織は代替わりの時期を迎えており、長年組織を支えてきたメンバーの作業技術や**経営ノウハウを次世代へ円滑に引き継ぎ**、継続できる体制を整える。
- 労働体制を整備しながら、**いちごを重点作物として生産量の拡大**を図り、収益性を高める。また、女性の視点を生かした加工・販売を継続し、**組織経営の安定化と女性の活躍促進**を進める。
- 集落内に限らず**県外からの移住者も含め後継者の確保**に積極的に取り組み、安定した労働体制を構築する。併せて、スマート農機の導入や生産管理技術の徹底により、**組織全体としての生産効率と収益率の向上**を目指す。

【第3章】 政策・支援施策の紹介

本章では農業を営まれる方々の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

紹介した主な支援策は、農林水産省が発行した「農業経営支援策活用カタログ2026【地域計画版】」から抜粋しました。カタログ本体にも記載があるとおり、2026年度予算を中心として、2026年4月時点の内容を紹介しているものです。今後、内容に変更があり得ることや事業によっては募集を終了しているものがあることをあらかじめご了承ください。事業内容や利用方法の詳細については、施策ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認をお願いします。

農業経営支援策活用カタログ2026【地域計画版】の掲載先

>> https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html



1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農地中間管理機構（農地バンク）は地域計画を実現するために、農地の集積・集約化を行います。

【事業名：農地中間管理事業】

対象となる方

農業者等（農地を貸したい方、農地を借りたい方）

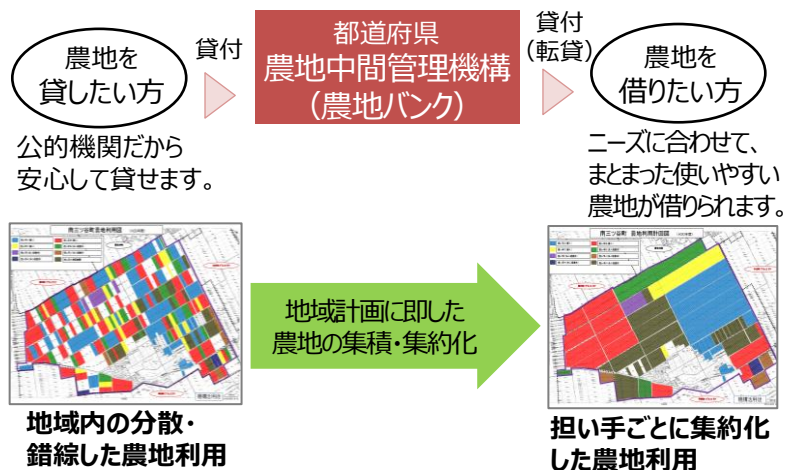
支援内容

地域計画を実現するため、農地バンクは、農地を貸したい人から借り受け、地域計画に位置付けた受け手に対して貸付けを行います。

特徴

- ・農地バンクに貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。
- ・農地バンクが賃料収受を行うため、出し手に賃料は確実に振り込まれます。
- ・受け手が、複数の出し手から農地を借る場合であっても、賃料は農地バンクへの支払いのみになります。

農地中間管理機構（農地バンク）の仕組み



農地中間管理機構（農地バンク）には、以下の関連対策があります。

- ◆農地集約化促進事業
 - 農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域や、農地の出し手を支援
- ◆農地の貸借・売買に係る税制の特例措置
 - 農地バンクを活用して、地域計画に基づく農地の貸借・売買を行う者を税制の観点から支援
- ◆遊休農地解消対策事業
 - 市町村や農地バンクが行う、農地バンクが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援
- ◆農地耕作条件改善事業
 - 農地バンク等による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。
- ◆農地中間管理機構関連農地整備事業
 - 農地バンクが借り入れている又は所有している農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が行う基盤整備を支援
- ◆持続的生産強化対策事業のうち
 - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
 - 産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な園地整備、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。
 - 果樹農業生産力増強総合対策
 - 果樹の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上に資する省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の取組のほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
- ・農林水産省担当課：経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-6744-2151）

農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。

【事業名：農地集約化促進事業】

支援内容

地域計画の策定地域において、農地バンクを活用して農地の集約化等に取り組む地域を支援します。支援金の使途は、地域の話合いにより自ら決めことができ、受け手の支援にも活用できます。

1. 集約化加速タイプ

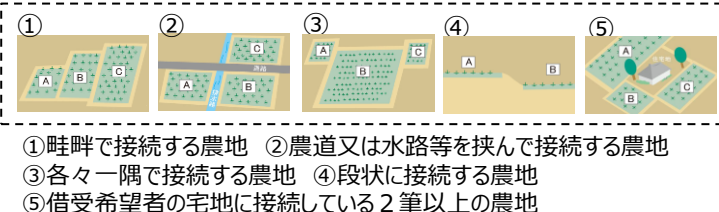
地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域に対して、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を交付します。

①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地面積が集約化目標年度（事業実施年度を含め5年後）までに増加すること

	増加ポイント	交付単価
区分1	10ポイント	1.0万円/10a
区分2	20ポイント	3.0万円/10a

※「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。



②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地バンクを通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積は5万円/10a

③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度（事業実施年度を含め5年後）までに新規就農者又は地域外から誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

※いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者(③の場合、事業実施年度に地域計画に位置付けられていなかった新たな耕作者)に転貸することが必要です。

2. 地域集約化実現タイプ

集約化された目標地図が描けている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を交付します。

(交付要件)

- ① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域では0.5ha以上）の団地面積の割合が5割以上
- ② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

※ 農地バンクの活用率は、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

1.集約化加速タイプと2.地域集約化実現タイプを活用することで、[※]最大7.6万円/10a

※1.②（＝5万円/10a）と2の中山間地域（2.6万円/10a）の両方に該当する農地の場合

- ・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
- ・農林水産省担当課：

お問い合わせ先

経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3592-0305）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

地域計画に基づく農地の貸借・売買を行う者を税制の観点から支援します。

【農地の貸借・売買に係る特例措置】

支援内容

○ 農地の貸借に対する支援

1 農地バンクに貸し付けた地域計画区域内の農地の固定資産税等の軽減

地域計画ごとに、その区域内に所有するすべての農地を農地バンクに貸し付けた場合、当該農地の固定資産税等を軽減します。

(対象者)

- ・ 一の地域計画区域内に所有するすべての農地（10a未満の自作地は除く）を同一年内に農地バンクへ初めて貸し付けた者

(軽減内容)

- ・ 農地バンクに10年以上の期間で貸し付けた農地（農地バンクから所有者本人に転貸された農地は除く）の**固定資産税を3年間1/2に軽減**します。

○ 農地の売買に対する支援

2 農地バンク経由や農業委員会のあっせん等により農地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

農地の集積・集約化のために農地を譲渡した農地の出し手に対して、譲渡所得の特別控除を行います。

(対象者及び軽減内容)

- | | | |
|--|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地バンク経由、農業委員会のあっせんにより、農用地区域内の農地を譲渡した者 ・ 農用地区域内の農地を農地バンクに譲渡した者 | } | 譲渡所得の
800万円特別控除 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村長が通知する農地バンクとの買入協議により、農用地区域内の農地を農地バンクに譲渡した者 | } | 1,500万円特別控除 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の特例により農用地区域内の農地を農地バンクに譲渡した者 | } | 2,000万円特別控除 |

3 農地バンクを経由して農地を取得した場合の登録免許税・不動産取得税の軽減

農地バンクを経由して農地を取得した担い手に対して課される、登録免許税及び不動産取得税を軽減します。

(対象者)

- ・ 農地バンクを経由して農用地区域内の農地を取得した者※

※ 登録免許税の軽減措置を受けるにあたっては、認定農業者、特定農業法人、その他規模拡大を行おうとする農業者である必要があります

(軽減内容)

登録免許税：登録免許税の税率を20/1,000から**10/1,000に軽減**します。
不動産取得税：不動産取得税の**課税標準の1/3を控除**します。

お問い合わせ先

・最寄りの農業委員会、地方農政局、税務署

・農林水産省担当課：農地政策課企画G 税制担当（TEL：03-6744-2150）

5 農業参入したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。【事業名：地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業】

補助率

3/10以内

補助上限額

個人1,500万円以内
法人3,000万円以内

法人の
補助上限
の引上げ!!
1,500万円→3,000万円

対象者

地域計画に位置付けられた担い手※

※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者
本事業のほか、認定新規就農者に特化した“新規就農者チャレンジ事業”があります。
認定新規就農者の方はそちらの事業をぜひご活用ください。

対象となる農業用機械・施設

成果目標の達成に直結する、各種農業用機械・施設が対象です。たとえば・・・

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
- 乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、
農畜産物加工施設（加工設備等）などの施設
- ビニールハウス など



成果目標（3年度目の目標）

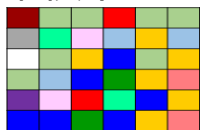
以下のいずれか1つの成果目標を選択して取り組む場合、支援対象になります。

- 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大 **NEW**
(付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費)
- 労働生産性3%以上の向上 **NEW**

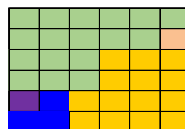
経営面積の拡大以外の目標も
選択できるように!!

対象地域

- 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は
- 現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の
集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること **NEW**



地域が目指すべき将来の集約化に
重点を置いた農地利用の姿の実現



地域計画のブラッシュアップに
取り組む地域等も対象に!!

- ◆ 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業
→ 早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、
農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手支援第1班（03-6744-2148）

9 経営を継承する人材を確保・育成したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営継承を受けることを希望する就農希望者を一定期間雇用し、就農者による新たな法人設立に向けて農業技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を行う個人経営体に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）】

対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する個人経営体に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

（経営体の主な要件）

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること
- ・ 従業員として雇用契約を締結すること
- ・ 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去 5 年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が 2 名以上の場合、農業への定着率が 2 分の 1 以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たにに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること

（雇用就農者の主な要件）

- ・ 本事業での支援終了後 1 年以内に法人設立する意向がある原則 50 歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから 4 ヶ月以上 12 ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が 5 年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の 3 親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大 120 万円（最長 4 年間、ただし 3 年目以降は年間最大 60 万円）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
（新規雇用就農者の離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間 15 万円加算。

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用 G（TEL：03-6744-2160）

10 経営を継承して新規就農したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

将来の担い手の円滑な確保を図るため、親元就農を含む円滑な経営継承・経営発展に向けた取り組みを後押しします。

【事業名：新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）
・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）】

対象となる方

独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

支援内容

① 経営資源の有効利用に向けた取組

機械・施設等の経営資源を継承・利用するために
必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費

② 円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）

③ 経営発展に向けた取組

機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費

支援額：補助対象国費上限：600万円（①～③の合計）

補助率：①・② 国1/3、都道府県1/6

③ 国1/2、都道府県1/4

※都道府県支援分の2倍を国が支援

交付要件

- ① 将来像が明確化された地域計画※¹又は目標集積率が現状集積率を上回っている
地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- ② 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人※²であること
- ③ 青色申告を行うこと
- ④ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること
（青年等就農資金・スーパーL資金を活用可）
- ⑤ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可 等

※1 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域

※2 当該農業経営の主宰権を有する役員に、就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、
令和5年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

11 集落営農の活性化を図りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等を支援します。

【事業名：集落営農連携促進等事業】

対象となる方

集落営農、都道府県、市町村 等

支援内容

1 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援



集落営農の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の連携・合併に向け、収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、組織体制の強化及び効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。

○ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

○具体的な取組の実行への支援

- ① 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】
- ② 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- ③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】
- ④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

2 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営政策推進グループ（TEL：03-6744-0576）

17 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

【事業名：畑作物産地形成促進事業】

対象となる方 販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための畑作物の導入・定着に向けた取組や生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和8年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② 交付単価：4万円/10a
- ③ 採択基準：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

<留意事項>

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、40百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

畑作物の導入・定着に向けた取組



〔例〕排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



〔例〕スマート農業機器の活用



大豆300A技術
（不耕起播種栽培など）



土壌診断に基づく土づくり

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

【事業名：コメ新市場開拓等促進事業】

対象となる方

販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための**生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援**します。

① **対象作物**：令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米

② **交付単価**：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米 9万円/10a
酒造好適米 取組年数に応じて最大3万円/10a※5

③ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、50百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
- ※5 酒造好適米は、生産性向上等の取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援します。
- ※6 都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算します。
(新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象)

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】
✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

酒造好適米への支援

(品種の例)

・山田錦
・五百万石
・美山錦
・雄町 等



山田錦



(参考) コシヒカリ

(要件1)

- ① 農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、
- ② 集荷業者を挟む場合には、
 - ・一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、もしくは、
 - ・酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること

(要件2)

- 3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定すること

お問い合わせ先

24

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

27 地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に 取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援します。

（2015年度から法律に基づく安定的な制度として実施しています。）

【事業名：多面的機能支払交付金】

対象となる方

- ① 農地維持支払：農業者のみ、または農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織
- ② 資源向上支払：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

支援内容

① 農地維持支払交付金

多面的機能の維持・発揮に不可欠な地域の共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

② 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村活動 等）
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除



コンクリート水路の更新

〔○ 基本単価例(共同活動)：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限
基本単価例(長寿命化)：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村から5年間の事業計画の認定を受け、活動を実施します。

① 活動組織の設立・計画の作成

② 事業計画の認定

③ 活動の実施

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室（[TEL:03-6744-2447](tel:03-6744-2447)）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

中山間地域等において将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

【事業名：中山間地域等直接支払交付金】

支援内容

- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決め（協定）を締結し、5年
間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援します。
- 面積に応じて一定額を交付する仕組みで、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用でき
ます。

【交付単価】

地 目	区 分	交付単価（円/10a）	地 目	区 分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草 地	急傾斜（15度以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8度以上）	3,000
畑	急傾斜（15度以上）	11,500		草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
	緩傾斜（8度以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15度以上）	1,000
				緩傾斜（8度以上）	300

① 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（交付単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
耕作放棄の防止等の活動及び水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①＋②の活動により交付単価の10割を交付）

- ・ ネットワーク化活動計画の作成
複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 （田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 （田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円（最大※1） （地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 （地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※1 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10ha～40ha部分）1,000円/10a
※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

【協定間の連携による農作業】
（ネットワーク化加算の取組イメージ）



【自走式草刈機の導入】
（スマート農業加算の取組イメージ）



（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室
直接支払業務班（TEL 03-3501-8359）

～ つなぐ集落、 つなぐ未来 ～

この冊子は、以下のページでもご覧いただけます。

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/nousei/toyama.html>

二次元バーコードはこちらから



【お問合せ先】

北陸農政局 富山県拠点

TEL (076) 441-9300 (代表)

〒930-0856

富山県富山市牛島新町11-7

富山地方合同庁舎